尼崎市外部公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。) の施行に伴い、尼崎市において、労働者等からの公益通報を適切に処理するため、本市が講 じるべき措置を定めることにより、事業者の法令遵守を推進し、もって市民生活の安定と社 会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
 - (2) 外部公益通報 労働者等が法第2条第3項に規定する通報対象事実(以下「通報対象事 実」という。)に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する 本市の行政機関に対して行う同条第1項に規定する公益通報をいう。
 - (3) 通報者 外部公益通報を行った労働者等をいう。

(外部公益通報の受け付け等)

第3条 外部公益通報及びこれに関する相談は、当該通報対象事実について処分又は勧告等の 事務を所掌する課等(以下「所管課」という。)が受け付けるものとする。ただし、外部公 益通報全般に係る相談については、協働推進課で受け付けることとする。

(外部公益通報の処理)

- 第4条 労働者等は、外部公益通報を行おうとするときは、外部公益通報書(第1号様式)に 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を証する 書類等を添付して、所管課に提出しなければならない。
- 2 所管課は、外部公益通報書の提出を受けたときは、その内容について審査を行い、外部公益通報として受理したときはその旨を、受理しないこととしたときはその旨及び理由を、外部公益通報受理・不受理通知書(第2号様式)により、通報者に通知するとともに、協働推進課にも通知するものとする。
- 3 所管課以外の課等は、通報対象事実の通知又は相談を受けたときは、内容を確認したうえで、当該通報事案に係る所管課を教示するものとする、ただし、所管課が不明である場合は、 協働推進課に引き継ぐこととする。
- 4 前項ただし書きの場合において、協働推進課は、内容を確認したうえで、所管課又は権限を有する本市以外の行政機関を当該労働者等に教示しなければならない。

(調査の実施)

- 第5条 所管課は、外部公益通報を受理したときは、速やかに必要な調査を行わなければならない。
- 2 所管課は、前項の調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮するとともに、外部公益通報に係る利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第6条 所管課は、前条の規定における調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、関係法令に基づく処分その他適切な措置を講じることとする。

(措置結果等の通知)

第7条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置及び是正の内容を通報者及び、協 働推進課に、外部公益通報調査・措置結果通知書(第3号様式)により、通知しなければな らない。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成20年4月1日から実施する。 付 則
- この要綱は、平成21年4月1日から実施する。 付 則
- この要綱は、平成26年4月1日から実施する。 付 則
- この要綱は、平成29年4月1日から実施する。 付 則
- この要綱は、平成31年4月1日から実施する。 付 則
- この要綱は、令和5年5月8日から実施する。

外部公益通報書

令和 年 月 日

公益通報者 住 所

電 話

氏名

尼崎市長あて

勤務している又は勤 務していた事業所	所在地
	名 称
所属している又は勤	部署名
務していた部署名及び役職	役職
公益通報者の概要 ※1~5のいずれか に○	1 社員・パート・アルバイト 2 派遣労働者(派遣元:) 3 取引先労働者(取引関係: 社名:) 4 役員 5 退職者(上記1の該当者・上記2の該当者・上記3の該当者) ※退職の場合、退職は通報の日前1年以内に限る
通報する事実の内容	

- (1) 通報対象事実が生じ、まさに生じようとしていると<u>信ずるに</u><u>足りる相当の理由がある</u>場合
- ⇒【信ずるに足りる相当の理由】を記載

通報する理由

- (2) 通報対象事実が生じ、まさに生じようとしていると<u>思料する</u>場合**
- ⇒【思料する理由】・【法令に基づく措置その他適当な措置が取られるべきと思料する理由】を記載

※各理由の記載のほか、【氏名】・【住所】・【通報する事実の内容】の記載も必須